### 公立大学法人福井県立大学授業料等規程

平成19年4月1日公立大学法人福井県立大学規程第52号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)における授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料、学位論文審査料および公開講座受講料(以下「授業料等」という。)の徴収ならびに免除および徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。 (授業料等の額)
- 第2条 法人が徴収する授業料等の額は、別表第1および別表第2のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福井県立大学(以下「本学」という。)の学部および大学院に在学する者のうち、学部にあっては修業年限、大学院にあっては標準修業年限(以下、本項および次項において「修業年限等」という。)を超える一定の期間(以下「長期履修期間」という。)にわたって当該課程を履修することを学長が認めた者(以下「長期履修者」という。)から徴収する授業料の年額は、次の各号に掲げる長期履修者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
  - 一 入学の日に長期履修者として認められた者 別表第一に掲げる授業料の年額に修業年限等の 年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額(10円に満たない端数があるときは、 これを切り上げた額)
  - 二 入学の日後に長期履修者として認められた者 入学年度から長期履修者として認められた日の属する年度までは別表第一に掲げる授業料の年額、長期履修者として認められた日の属する年度後の年度にあっては別表第一に掲げる授業料の年額に修業年限等の年数を乗じて得た額からその者が既に納入しまたは納入すべきとされた授業料の総額を差し引いた額をその者の長期履修期間の年数からその者が在学した年数を差し引いた年数で除して得た額(10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額)
  - 三 長期履修者として認められた後当該長期履修期間の短縮を認められた者 別表第一に掲げる 授業料の年額に修業年限等の年数を乗じて得た額からその者が在学した期間において第一号または前号の規定により納入すべき授業料の総額を差し引いた額を当該短縮後の期間の年数からその者が在学した年数を差し引いた年数で除して得た額(10円に満たない端数があるときは、これを切り上げた額)
- 3 長期履修者の在学中に授業料の改定が行われたときは、前項各号に定める別表第一に掲げる授業 料の年額に修業年限等の年数を乗じて得た額とは、当該長期履修者と同じ年度に入学した学生が修 業年限等の期間中に納入すべき金額の総額とする。
- (授業料の徴収方法) 第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期および後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料の納入期限は、前期にあっては5月12日(日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)、後期にあっては11月12日(日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)とする。

(復学等の場合における授業料の額および徴収方法)

- **第4条** 前期または後期の中途において復学、編入学、再入学または転入学(以下「復学等」という。) をした者から当該前期または後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相 当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。
- 2 前項の授業料は、復学等の日の属する月に徴収する。 (入学料の徴収方法)
- 第5条 入学料は、入学の手続を行うときに徴収する。 (入学検定料の徴収方法)
- 第6条 入学検定料は、入学願書を受理するときに徴収する。 (研究料の徴収方法)
- 第7条 研究料は、前期および後期の2期に区分し、それぞれの期において最初に研究する日の属する月に徴収する。

(科目等履修料の徴収方法)

- 第8条 科目等履修料は、最初に履修する日の属する月に徴収する。 (聴講料の徴収方法)
- **第9条** 聴講料は、最初に履修する日の属する月に徴収する。

(学位論文審査料の徴収方法)

第10条 学位論文審査料は、現に本学の大学院博士後期課程に在学する者以外の者が学位論文の審査の申請をするときに徴収する。

(公開講座受講料の徴収方法)

- 第11条 公開講座受講料は、原則として、最初に受講する日の前日までに徴収する。 (授業料の免除)
- **第12条** 理事長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯 およびこれに準ずる世帯の世帯員であることによって授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績 が優秀であると認められる者に対しては、授業料の全部または一部を免除することができる。
- 2 理事長は、授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる外国人留学生に対しては、授業料の全部または一部を免除することができる。
- 3 理事長は、学資負担者が死亡し、もしくは疾病にかかり、または本人もしくは学資負担者が風水害、火災等の災害を受けたことによって授業料の納入が困難であると認められる者に対しては、授業料の全部または一部を免除することができる。この場合において、当該授業料の免除は、授業料の納入が困難となった理由が授業料を納入すべき期の開始前6月以内(入学した日の属する期分の免除にかかる場合は、入学前1年以内)に発生した場合(当該期に納入すべき授業料が未納の者に係る当該理由が当該期の開始後当該授業料の納入期限までに発生した場合を含む。)、1回に限り行うものとする。
- 4 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月17日法律第8号。以下「法」という。)第3条の適用を受ける者に対しては、授業料の全部または一部を免除することができる。
- 5 第1項から第4項までの規定により授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(様式第1号)または指定の申請書を授業料の納入期限内に定める所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

- **第13条** 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる理由によって授業料の納入が困難であると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することができる。
  - 一 生活保護法の規定による保護を受けている世帯およびこれに準ずる世帯の子弟であること。
  - 二 学生が行方不明であること。
- 2 理事長は、授業料の納入が困難であると認められる外国人留学生に対しては、授業料の徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の規定により授業料の徴収猶予を受けた場合は、前期にあっては8月末日(当該日が日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)、後期にあっては2月末日(当該日が日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)までに納入しなければならない。
- 4 前条第4項の規定により授業料免除申請書を提出した者その他これに準ずるものとして理事長が定める者については、理事長が定める日まで授業料の徴収を猶予する。
- 5 第1項または第2項の授業料の徴収猶予を受けようとする者(学生が行方不明の場合は、当該学生に代わる者)は、授業料徴収猶予申請書(様式第1号)授業料の納入期限内に定める所定の期日までに、理事長に提出しなければならない。
- 6 理事長は、特に必要があると認めるときは、前項の授業料徴収猶予申請書の提出期限を延長する ことができる。
- **第14条** (削除)
- 第15条 (削除)

(休学者の授業料の免除)

第16条 休学した者については、休学している間、復学の日の属する期を除き、当該休学した日の属する期の翌期(当該休学した日が期の初日である場合は、当該休学した日の属する期)以後の授業料を免除する。ただし、休学した日が前期にあっては4月末日(当該日が日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)、後期にあっては10月末日(当該日が日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)までである場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額に当該休学の日の属する月の翌月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額の授業料を併せて免除することができる。

(転学者等の授業料の免除)

- **第17条** 前期の中途において転学し、または退学した者(除籍された者を含む。)については、後期に納入すべき授業料を免除する。
- 2 死亡または行方不明を理由として除籍された者については、未納の授業料を免除する。
- 3 転学し、または退学した者(除籍された者を除く。)については、授業料の年額の12分の1に 相当する額に当該転学または退学の日の属する月の翌月から次の徴収の時期前までの月数を乗じ

て得た額の授業料を免除する。

(入学料の免除および徴収猶予)

- 第18条 理事長は、入学前1年以内において、入学しようとする者もしくは学資負担者が風水害、 火災等の災害を受けたことまたは学資負担者が死亡し、もしくは疾病にかかったことによって入学 料の納入が困難であると認められる者に対しては、入学料の全部または一部を免除することができ
- 2 理事長は、経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認め られる外国人留学生に対しては、入学料の一部を免除することができる。
- 3 理事長は、法第3条の適用を受ける者に対しては、入学料の全部または一部を免除することがで きる。
- 4 前3項の入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書(様式第2号)または指定の申 請書を入学料の納入期限までに、理事長に提出しなければならない。
- 5 (削除)
- 第4項の規定により申請書を提出した者その他これに準ずるものとして理事長が定める者につ いては、理事長が定める日まで入学料の徴収を猶予する。 (研究料の免除)
- 第19条 理事長は、福井県職員または市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号) 第1条もしくは第2条に規定する職員を研修員として受け入れるときは、研究料を免除することが
- 2 理事長は、民間等外部の機関との共同研究を推進するため、必要があると認めるときは、研究料 を免除することができる。

(科目等履修料の免除)

第19条の2 理事長は、必要があると認めるときは、科目等履修料の全部または一部を免除するこ とができる。

(聴講料の不徴収および免除)

- 第20条 特別聴講学生については、聴講料を徴収しない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、聴講料の一部を免除することができる。 (学位論文審査料の免除)
- 第21条 理事長は、大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位以上を修得して退学 した者が退学した日の翌日から起算して1年以内に学位論文の審査の申請をしたときは、学位論文 審査料を免除することができる。

(授業料の免除等の取消し)

- 第22条 理事長は、授業料の免除もしくは徴収猶予または入学料の免除もしくは徴収猶予を受けた 者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該授業料の免除もしくは徴収猶予または入学料の 免除もしくは徴収猶予を取り消すものとする。
  - 授業料の免除もしくは徴収猶予または入学料の免除もしくは徴収猶予の必要のなくなったと
  - 二 授業料免除徴収猶予申請書、授業料徴収猶予申請書、入学料免除申請書または指定の申請書に 偽りの記載があったとき。
- 2 前項の規定により授業料の免除もしくは徴収猶予または入学料の免除もしくは徴収猶予の取消 しを受けた者は、当該授業料の免除もしくは徴収猶予または入学料の免除もしくは徴収猶予を受け た額のうち理事長が必要と認める額の授業料または入学料を当該取消しを受けた日から20日以 内(当該期限の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休 日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日、 日曜日または土曜日でない日までとする。) に納入しなければならない。

(授業料等の不還付)

- **第23条** 既に納入した授業料等は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めると きは、その全部または一部を還付することができる。
- 2 前項の規定により還付することができる額は、理事長が定める。
- 第1項本文の規定にかかわらず、第16条ただし書または第17条第3項の規定により授業料を 免除された者が、すでに授業料を納入しているときおよび第18条第3項の規定により入学料を免 除された者が、すでに入学料を納入しているときは、これらの規定により算定された免除額を還付 する。

(委任)

**第24条** この規程に定めるもののほか、法人の授業料等の徴収ならびに免除および徴収猶予に関し 必要な事項は、理事長が定める。

### 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に廃止前の福井県立大学授業等徴収条例(平成3年福井県条例第33号)および福井県立大学授業料の減免および徴収猶予ならびに入学料の減免に関する規則(昭和54年福井県規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、別に定めのない限り、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成21年度における授業料免除の特例)

3 平成21年度における授業料の免除については、第12条第3項中「死亡し、もしくは疾病にかかり」とあるのは、「死亡し、疾病にかかり、失職し、もしくは破産し」とする。

(平成21年度の入学者に係る入学料免除の特例)

4 平成21年度の入学者に係る入学料の免除については、第18条第1項中「死亡し、もしくは疾病にかかったこと」とあるのは、「死亡し、疾病にかかり、失職し、もしくは破産したこと」とする

(東日本大震災被災に係る入学料の免除の特例)

- 5 平成23年3月に発生した「東日本大震災」による被災に係る入学料の免除については、第18条第1項中「入学前1年以内において」とあるのは、当分の間、適用しない
  - (令和2年度における授業料の徴収方法の特例)
- 6 令和2年度における授業料については、第3条第2項中「5月12日(日曜日または土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)」とあるのは、「7月31日」とする。

(令和2年度における科目等履修料の徴収方法の特例)

7 令和2年度における科目等履修料については、第8条中「徴収する。」とあるのは、「徴収する。 ただし、前期科目等履修料は、7月に徴収する。」とする。

(令和2年度における授業料の徴収方法の特例)

8 令和2年度における授業料については、第3条第2項中「11月12日(日曜日または土曜日に 当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日または土曜日でない日)」とあるのは、 「12月28日」とする。

(令和2年度における科目等履修料の徴収方法の特例)

9 令和2年度における科目等履修料については、第8条中「徴収する。」とあるのは、「徴収する。 ただし、後期科目等履修料は、12月に徴収する。」とする。

#### 附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の公立大学法人福井県立大学授業料等規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第52号) 附則第4項の規定は、平成20年度において入学手続をした者から適用する。
- 3 すでに入学料を納入した者が、公立大学法人福井県立大学授業料等規程附則第4項の規定により 入学料を免除されることとなった場合は、すでに納入した入学料を還付するものとし、その場合の 手続は、第18条第4項の規定にかかわらず、別に定める。

#### 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月29日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の公立大学法人福井県立大学授業料等規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第52号)附則第5項の規定は、同項に定める災害の発生以後において入学手続をした者に適用する。
- 3 すでに入学料を納入した者が、公立大学法人福井県立大学授業料等規程附則第5項の規定により 入学料を免除されることとなった場合は、すでに納入した入学料を還付するものとし、その場合の 手続きは、第18条第4項の規定にかかわらず、別に定める。

## 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、科目等履修生の入学料および入学検定料については、平成29年2月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の公立大学法人福井県立大学授業料等規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第52号)第18条第1項の規定は、平成31年度入学以後の入学手続をした者に適用する。
- 3 すでに入学料を納入した者が、公立大学法人福井県立大学授業料等規程第18条第1項の規定により入学料を免除されることとなった場合は、すでに納入した入学料を還付するものとし、その場合の手続きは、第18条第4項の規定にかかわらず、別に定める。

### 附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条、第22条、第23条の規定は、令和2年度入学以後の入学手続をした者に適用する。

#### 附則

この規程は、令和2年4月23日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和2年9月25日から施行する。

## 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第2条関係)

	(男2条関係)				
		区分		算定基礎	金額
学部	授業料			1年につき	535,800円
	入学料	学生	県内者	1件につき	188,000円
			県外者		282,000円
		研究生	県内者		56,400円
			県外者		84,600円
		科目等履修生	県内者		9,400円
		111111111111111111111111111111111111111	県外者		14,100円
	入学検定料	学生	•	1件につき	17,000円
		研究生			9,800円
		科目等履修生			4,900円
	研究料	研究生		1月につき	29,700円
	,,,	研修員	実験系		37,120円
			非実験系		18,560円
		民間等	実験系		36,010円
		共同研究員	非実験系		18,010円
	科目等履修料			1単位につき	7.400円
				(ただし放送大学に在学する学生は、1単	
				Ⅰ 位につき5,5	00円)
	聴講料	単位数が2以下の		1科目につき	5,000円
		単位数が2を超	える科目		10,000円
大学院	授業料			1年につき	535,800円
	入学料	学生	県内者	1件につき	188,000円
			県外者		282,000円
		特別研究学生	県内者		56,400円
			県外者		84,600円
		科目等履修生	県内者		9,400円
			県外者		14,100円
	入学検定料	学生		1件につき	30,000円
		特別研究学生			9,800円
		科目等履修生			4,900円
	研究料	特別研究学生		1月につき	29,700円
		研修員	実験系		37,120円
			非実験系		18,560円
		民間等	実験系	7	36,010円
		共同研究員	非実験系	7	18,010円
	科目等履修料	•		1単位につき	7,400円
	聴講料	単位数が2以下の	の科目	1科目につき	5,000円
		単位数が2を超	える科目		10,000円
	学位論文審査	料		1件につき	57,000円

備考 県内者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、県外者とは、県内者以外の者をいう。 一 入学の日の1年前から引き続き福井県内に住所を有する者

- 二 入学の日の1年前から引き続き福井県内に一親等 三 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者 入学の日の1年前から引き続き福井県内に一親等の親族が住所を有する者

# 別表第2 (第2条関係)

区分	金額
理事長が有料で開講することが適当と認める公開講座の受講料	理事長がその都度定める額